

プレスリリース [2020 年 11 月 27 日]

(計 9 枚)

町田市経営会議（10 月 12 日・15 日開催）の概要について

町田市では、市民から信頼される行政運営及び市民すべてが希望の持てる都市の実現を目指し、市の経営方針の決定と的確な政策判断を行うために町田市経営会議を設置しています。

会議の概要は、町田市ホームページでも公表しています。

<10 月 12 日経営会議の概要>

【議題】

- (1) 「(仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について
- (2) (仮称) 町田市障がい者福祉計画 21-26 の策定について

<10 月 15 日経営会議の概要>

【議題】

- (3) 「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 21-23 (高齢者福祉計画・介護保険事業計画-第 8 期-)」の策定について
- (4) 「第三次町田市環境マスタープラン」の策定について

※ 詳細は別添のとおり

<問い合わせ先>

■ 議題の内容に関すること

- (1) 環境資源部環境政策課 課長 宮坂 TEL 042-724-4379
- (2) 地域福祉部障がい福祉課 課長 中島 TEL 042-724-2147
- (3) いきいき生活部いきいき総務課 課長 佐藤 TEL 042-724-2916
- (4) 環境資源部環境政策課 課長 宮坂 TEL 042-724-4379

■ 経営会議に関すること

政策経営部経営改革室 課長 押切 TEL 042-724-2503

2020年10月12日の経営会議の概要

開催日時	2020年10月12日（月） 午後1時00分 ～ 午後1時50分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策体系・指標の承認
所管部課	環境資源部環境政策課
案件名称	「（仮称）第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について
実施期間	2021年4月 ～ 2031年3月
法令根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項
対象者 （お客様）	市民、事業者
案件概要	2011年4月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、基本計画という。）、2015年11月に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を目指し、3Rの推進、資源化施設等の整備など様々な施策を進めてきました。その結果、資源物を含む総ごみ量は、基本計画策定時と比較し減少していますが、資源ごみ処理施設の整備が遅れていることや生ごみの減量が進まない等の理由で、基本計画に掲げた個別目標の「資源化率 54%」「生ごみの100%資源化」を含め、全体目標「ごみとして処理する量の 40%削減」については2020年度までに達成できません。バイオガス化施設で発生する残渣についても、肥料化する前提で全量を資源として換算する等、現実的ではなく、わかりにくい目標設定となっていました。 食品ロスやプラスチックごみ問題等の廃棄物行政を取り巻く社会情勢や環境が目まぐるしく変化している中、市の責務である一般廃棄物の処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするため、計画期間を2021年度から2030年度までの10年間とした新たな基本計画を策定します。 新たな基本計画では、基本方針として、「市民、事業者との連携の強化」、「家庭系ごみの減量」、「事業系ごみの減量」、「環境に配慮した資源化施設整備、適正処理」、「社会的課題への対応の強化」を掲げ、施策を展開します。また、市民一人ひとりが自分事として取り組めるようなわかりやすい全体目標として、「1人1日当たりごみ排出量の削減」、「総資源化率の向上」、「温室効果ガス排出量の削減」を定め、総ごみ量の削減をした上で、排出される廃棄物の質の向上も図ります。これらに基づいた施策を推進し、持続可能で環境負荷の少ない都市の形成を目指します。
主な意見	・全体目標の考え方を分かりやすく示すこと。 ・「ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量」と「目標達成時の総ごみ量」及び「目標達成時の資源化量」との関連性を明確にすること。 ・その他、文言等を整理すること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<委員・幹事> 市長、高橋副市長、木島副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課

	長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長
--	---------------------------------

<説明者>

環境資源部長、循環型施設建設担当部長、環境政策課長、環境政策課担当課長

開催日時	2020 年 10 月 12 日（月） 午後 1 時 55 分 ～ 午後 2 時 40 分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策体系・指標の承認
所管部課	地域福祉部障がい福祉課
案件名称	（仮称）町田市障がい者福祉計画 21-26 の策定について
実施期間	2021 年 4 月 ～2027 年 3 月
法令根拠	障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
対象者 （お客様）	障がい者及びその家族、支援者、関連事業者等
案件概要	町田市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を策定し、障がい者施策に取り組んできました。これら 2 つの計画が同時期に期間満了を迎えるにあたり、計画の整合性を高め、より分かりやすい計画にすることを目的として、次期計画を一体的な総合計画として策定するため、取り組みを進めています。 現行計画の成果としては、グループホームの増加により障がい者が地域で暮らすという選択肢が増えたことや、相談支援指針の作成により市内の相談支援の質の向上を進める土台ができたこと、企業に就労する障がい者数が増加し、障がい者の働き方が多様化したこと、障がい者差別解消法の施行に伴い障がい者差別の相談の仕組みが発足したことなどが挙げられます。 一方、重度障がいや医療的ケアの必要な方が利用できる地域資源の不足、相談支援指針の更なる普及、障がい者が働き続けるための支援や職場における障がい理解の促進、障がい者差別の相談への対応について、引き続き課題となっています。計画の策定に向け、2019 年度に市内の障がい者を対象に実施した「町田市 暮らしの状況・生活の困り事に関する調査」においても、これらの課題を裏付ける結果がみられており、次期計画においても引き続き取り組みが求められています。 町田市の現状に目を向けると、市の障がい者数（各手帳所持者数）は、年平均 2.3%（2014 年～2018 年）の割合で増加し続けており、障がい本人の高齢化にともなう障がいの重度化や、「親なきあと」に対応した、地域での生活基盤の整備が求められています。また、調査においても、将来について「住み慣れた町田で暮らしつづけたい」という回答が多く寄せられました。 国の指針でも、「施設入所者の地域移行」「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」が示されており、障がい者の地域での暮らしを支える仕組みづくりが求められています。 また、調査では障がいによる差別を感じている方が多くいるという現状が浮き彫りになる一方、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について知らない方が 55.6%、差別受けた場合の相談先についても「知らない」と答えた方が 61.9%に達していました。町田市においても、差別をなくすための更なる仕組みづくりや、差別解消の理解啓発が求められています。

	この現状を踏まえ、本計画では新たに2つの基本目標（「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」「障がい理解を促進し、差別をなくす」）を設定しました。 これらの2つの基本目標をもとに、障がい者の生活に関連する11分野ごとに重点施策や各障害福祉サービス等の見込み量について定め、庁内や関連機関との連携を行い、事業を推進します。 計画の一体化に伴い、計画第1章「基本理念」「基本目標」については21年から26年度まで6年間不変とし、計画の2章「主な施策」とその「指標・現状値・目標値」は3年ごとに見直し、前期計画・後期計画という形で策定します。 この計画の推進により、「いのちの価値に優劣はない」という、1998年から一貫する本計画の基本理念が実現された3つの社会（（1）差別のない社会（2）障壁のない社会（3）ともに生きられる社会）を目指し、町田市の課題を解決していきます。
主な意見	- 基本目標については、障がい者数の推移やアンケート調査結果等を踏まえ、経緯や背景を計画のなかに記載してわかりやすい表現に変更すること。 - その他、文言等を整理すること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<委員・幹事> 市長、高橋副市長、木島副市長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長 <説明者> 地域福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課担当課長

2020年10月15日の経営会議の概要

開催日時	2020年10月15日（木） 午前9時15分 ～ 午前10時00分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策体系・指標の承認
所管部課	いきいき生活部いきいき総務課
案件名称	「(仮称)町田市いきいき長寿プラン21－23 (高齢者福祉計画・介護保険事業計画－第8期－)」の策定について
実施期間	2021年4月 ～ 2024年3月
法令根拠	老人福祉法20条の8第7項、介護保険法第117条
対象者 (お客様)	・ 高齢者（介護保険第1号被保険者、65歳以上の市民） ・ 介護保険第2号被保険者（40歳以上64歳以下の市民） ・ 高齢者の家族や高齢者と関わる地域（住民、町内会・自治会、老人クラブ等） ・ 介護保険事業所及びその従事者
案件概要	「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる2040年に向け、高齢化が急速に進展していく中で、高齢者の介護や生活支援等のニーズは増加の一途を辿る見込みです。また、それに伴い介護保険事業会計の総事業費も増加し続けると考えられます。 このような中で、高齢者のニーズに効果的に対応し、かつ介護保険事業を安定的に運営していくため、町田市高齢者福祉計画と町田市介護保険事業計画を一体化し、「(仮称)町田市いきいき長寿プラン21－23」として策定します。 本プランでは、基本目標を「地域とつながり、いきいきと暮らしている」、「支援が必要になっても、支え合いにより住み慣れた地域で生活できている」、「よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる」とし、「介護予防・健康づくりのための通いの場の充実」や「自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」、「介護人材の確保・育成・定着」等に重点的に取り組むことで、2025年を目途に、「町田市版地域包括ケアシステム」を構築することを目指します。
主な意見	・ 第4章の内容を改めて検討し、表題と内容の一致を図ること。 ・ 図表の色付けを工夫すること。 ・ 計画の内容に即した写真を選定すること。 ・ SDGsと関連する項目が、他にもないか検討すること。 ・ その他、文言等を整理し、わかりやすい表現とすること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<委員・幹事> 市長、高橋副市長、木島副市長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課長、秘書課長、広報課長、総務課長、職員課長、財政課長

	<説明者>
--	--------------------

	いきいき生活部長、いきいき総務課長、高齢者福祉課長、高齢者福祉課地域支援 担当課長、介護保険課長、介護保険課担当課長
--	---

開催日時	2020 年 10 月 15 日（木） 午前 10 時 00 分 ～ 午前 11 時 00 分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・考え方の柱の承認
所管部課	環境資源部環境政策課
案件名称	「第三次町田市環境マスタープラン」の策定について
実施期間	2022 年 4 月 ～ 2032 年 3 月
法令根拠	町田市環境基本条例 第 9 条 及び 第 11 条
対象者 （お客様）	市民、事業者
案件概要	<環境マスタープラン> 町田市では、2000 年に「町田市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき 2002 年 3 月に環境基本計画である「町田市環境マスタープラン」、2012 年 3 月に「第二次町田市環境マスタープラン」（以下、「現行計画」という。）を策定し、環境の保全、回復及び創造の取組に向けた展開を図ってきました。さらに現行計画では、前期後期それぞれ 5 年間の具体的な取組をアクションプランに記述し、計画を推進してきました。 <市内の二酸化炭素排出量> 「地球温暖化の防止」については、各取組を推進した結果もあり、市内のエネルギー使用量は減少し、一定の成果が見られました。しかし、全国的な背景として、東日本大震災以降、原子力発電が停止し、火力発電が大幅に増加したため、電気使用量から二酸化炭素排出量を計算する際に使用する二酸化炭素排出係数の変動の影響を大きく受けています。その結果として、町田市における電力由来の二酸化炭素排出量は増加しており、現行計画の目標達成は困難です。 <計画達成は 1/3 の見込み> 計画全体においても、取組内容と達成目標との乖離が見られる施策が散見されること、期待する効果が出るまでに想像以上に時間を要していることなどから、現行計画に掲げた達成目標の達成度は 1/3 程度にとどまる見込みです。 <環境問題を取り巻く世界の動向> 「気候変動」や「地球温暖化」の影響と考えられる様々な環境問題が進行している中、SDGs の採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減や、持続可能な発展のために具体的な目標を持って実行するための枠組みの整備が進んでいます。国や東京都の動向においても、国際的な動向を取り入れた新たな環境基本計画が策定され、温室効果ガス排出量の削減目標についても刷新されています。 <環境行政を取り巻く社会情勢の変化への対応> 国や東京都などの各種関連計画と整合を図りつつ、現行計画の進捗状況と新たな課題等も踏まえ、関連の深い個別計画（地球温暖化対策実行計画<区域施策編>、生物多様性地域戦略等）を包含した「第三次町田市環境マスタープラン」

	ン」(以下、「次期計画」という。)を策定します。策定にあたっては、町田市環境審議会に諮問します。 ＜次期計画の策定に向けて＞ 次期計画では、国際社会全体が協力協調して取り組みを推進していることに倣い、町田市でも市民・事業者・市がより一層連携・協力し、低炭素社会の実現や生物多様性の保全に取り組むことで持続可能なまちだの実現を目指します。そのために、それぞれが主役となり、それぞれが自分事として取り組んでいけるような目標設定と施策の推進を図っていきます。
主な意見	・ 案件概要の内容を分かりやすく示すこと。 ・ 現行計画の計画期間を示すこと。 ・ 「１．背景と目的」の「(５) 町田市の動向」は、「２．計画の位置づけ」と関連付けた上で適切な内容に改めること。 ・ 「４．現行計画の振り返り」基準年は該当する年度を表記すること。今後、資料を示す際は実績値を最新化すること。 ・ 策定体制及び策定スケジュールの項目欄について、審議会や議会、市民・事業者の表記(図のレイアウトや順序)を改めること。 ・ 環境審議会において大局的な視点で議論できるように、事務局で審議内容を検討すること ・ その他、文言等を整理すること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	＜委員・幹事＞ 市長、高橋副市長、木島副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長 ＜説明者＞ 環境資源部長、環境政策課長、環境政策課担当課長、環境・自然共生課長